(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度四六分〇四秒

○東北地方整備局告示第八十六号

岩木川水系土淵川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

○東北地方整備局告示第八十七号

岩木川水系旧大蜂川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡山田町山田第二地割一番七四から同町山田第二地割無番まで	前	一三・三〇～一三・八〇メートル　〇・〇六五キロメートル
	後	一四・四〇～一三・八〇メートル　〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町山田第二地割一番七四から同町山田第二地割無番まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十二日

○中部地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百二十一号名古屋都市計画下水道事業新川流域下水道（新川東部処理区）
三　事業施行期間　自平成十三年九月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　平成十三年中部地方整備局告示第百二十一号及び平成十八年中部地方整備局告示第三十九号の事業地のうち、北名古屋市熊之庄小鳥、六ツ師大島、六ツ師山の神、六ツ師松葉、六ツ師宮西、六ツ師女夫越、二子松江、二子双葉、二子二子前、二子比良出、二子屋敷、二子曙、久地野牧野、久地野戌亥、久地野北浦、久地野四反地、久地野安田、高田寺東の川、高田寺北の川、高田寺砂場、高田寺杁之口、高田寺中外浦、高田寺西の門、高田寺後明、高田寺屋敷、能田北屋敷、能田南屋敷、能田旭、片場六所、片場新町、鹿田栄、鹿田清水、鹿田東海、九之坪中島、九之坪菰口、九之坪天神、九之坪梅田、九之坪長堀、九之坪下葭田、九之坪葭田、九之坪高田、九之坪笹塚、九之坪白山、九之坪天下地、九之坪上吉田、西之保藤塚、西之保上八之坪、西之保北高野、西之保立石、西之保北屋敷、西之保寅屋敷、西之保南八龍、西之保青野前、西之保八龍、西之保青野、西之保清水田、西之保東上沼、西之保五反地、西之保深坪及び西之保三町地並びに西春日井郡豊山町大字青山字高添並びに大字豊場字大木、字山方、字南久田良木、字沢口、字流川、字冨士、字中仕付、字青塚浦、字西古諏訪及び字高前を削る。

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡山田町山田第二地割一番七四から同町山田第二地割無番まで	前	一三・三〇～一三・八〇メートル　〇・〇六五キロメートル
	後	一四・四〇～一三・八〇メートル　〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町山田第二地割一番七四から同町山田第二地割無番まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十二日

○中部地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百二十一号名古屋都市計画下水道事業新川流域下水道（新川東部処理区）
三　事業施行期間　自平成十三年九月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　平成十三年中部地方整備局告示第百二十一号及び平成十八年中部地方整備局告示第三十九号の事業地のうち、北名古屋市熊之庄小鳥、六ツ師大島、六ツ師山の神、六ツ師松葉、六ツ師宮西、六ツ師女夫越、二子松江、二子双葉、二子二子前、二子比良出、二子屋敷、二子曙、久地野牧野、久地野戌亥、久地野北浦、久地野四反地、久地野安田、高田寺東の川、高田寺北の川、高田寺砂場、高田寺杁之口、高田寺中外浦、高田寺西の門、高田寺後明、高田寺屋敷、能田北屋敷、能田南屋敷、能田旭、片場六所、片場新町、鹿田栄、鹿田清水、鹿田東海、九之坪中島、九之坪菰口、九之坪天神、九之坪梅田、九之坪長堀、九之坪下葭田、九之坪葭田、九之坪高田、九之坪笹塚、九之坪白山、九之坪天下地、九之坪上吉田、西之保藤塚、西之保上八之坪、西之保北高野、西之保立石、西之保北屋敷、西之保寅屋敷、西之保南八龍、西之保青野前、西之保八龍、西之保青野、西之保清水田、西之保東上沼、西之保五反地、西之保深坪及び西之保三町地並びに西春日井郡豊山町大字青山字高添並びに大字豊場字大木、字山方、字南久田良木、字沢口、字流川、字冨士、字中仕付、字青塚浦、字西古諏訪及び字高前を削る。